

# 指定介護予防訪問介護相当サービス事業

## 1. 事業所の概要

- (1) 事業所名称 社会福祉法人精華町社会福祉協議会
- (2) 所在地 京都府相楽郡精華町南稲八妻砂留22番地1
- (3) 事業者番号 2671400089
- (4) 提供地域 精華町
- (5) 指定年月日 平成30年4月1日

## 2. 同事業所の職員体制

- (1) 管理者 1名（事務局長）
- (2) サービス提供責任者 3名（介護福祉士）
- (3) 訪問介護員 17名（介護福祉士、介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）修了者）

## 3. 営業時間等

- 営業日時 月曜日から土曜日・午前8時30分から午後5時15分まで  
（ただし12月29日～翌年1月3日を除く）
- サービス提供日時 月曜日から土曜日・午前8時30分から午後5時15分まで

## 4. サービス内容

【要支援者に対する介護予防訪問介護相当サービス】

- (1) 利用者の自立に向けた、調理・掃除・洗濯などの家事及び介助
- (2) その他のサービス（介護相談など）

## 5. 利用料金等

- (1) 利用料 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割・3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

【要支援者に対する介護予防訪問介護相当サービス基本料金】

| 区 分            | 介護予防訪問介護（Ⅰ）  | 介護予防訪問介護（Ⅱ）  | 介護予防訪問介護（Ⅲ）  |
|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 説 明            | 1週間に1回程度のご利用 | 1週間に2回程度のご利用 | 1週間に3回以上のご利用 |
| 利用料金           | 11,760円/月    | 23,490円/月    | 37,270円/月    |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 料金の24.5%     | 地域加算（6級地）    | 料金の4.2%      |

※上表の料金設定の基本となる回数は、実際のサービス提供回数ではなく、利用者の介護予防訪問介護計画に定められた目安の回数を基準とします。

- (2) 交通費 無料です。

※基本料金に対して、特定事業所加算（Ⅰ）の料金が含まれています。

## 6. 個人情報の取り扱い

業務上知り得た利用者等の個人情報は、本会が定める「個人情報保護規程」に基づいて、適切に管理します。

また、訪問介護等事業を行う上で、本会の担当者が業務上知り得た利用者等の個人情報は、利用者の同意を得ることなく他の目的（事業）に利用することはありません。

## 7. サービスに関する苦情等

- (1) 当事業所の相談・苦情担当 在宅介護課 訪問介護係長：都倉 有紀代  
（電話）0774-98-3526
- (2) 本会以外の相談・苦情窓口 精華町 健康福祉環境部 高齢福祉課 高齢介護係  
（電話）0774-95-1932  
京都府社会福祉協議会 運営適正化委員会  
（電話）075-252-2152  
京都府国民健康保険団体連合会  
（電話）075-354-9050

社会福祉法人精華町社会福祉協議会